

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

会津若松市長 室井 照平

市町村名 (市町村コード)	会津若松市 (072028)
地域名 (地域内農業集落名)	神指地区 (幕ノ内、深川、鍛冶屋敷、柳原、西城戸、天満、小見、如来堂、東城戸、橋本、高瀬、上神指、東神指、下神指、横沼、高久集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年8月8日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<p>■人</p> <ul style="list-style-type: none"> ○農業者の高齢化により、規模縮小・リタイアの意向が示される農地が増加してきている。 ○横沼集落に集落営農法人が存在し、集落内の地権者が保有する農地の大部分を集積・集約化しているが、多くの集落では個人経営の担い手が農地の集積先となっており、集約化が進んでいない。 ○畑地が多く存在する集落では複合経営が盛んに営まれているが、現状の担い手のみでは畑地の耕作及び維持管理に限界が来ていることから、新たな担い手の確保・育成について検討していく必要がある。 ○現状の担い手の子弟の中に就農意向を持つものが複数名存在することから、将来の地区内農地の担い手として育成していく取組について検討が必要である。 <p>■農地</p> <ul style="list-style-type: none"> ○基盤整備を終えて3反以上の整形地が整備されている集落と、大部分が1反程度の狭小地の集落が混在しており、地区内で耕作条件に大きな差が生じている。 ○特に、地区南側の南四合地区では、幕内集落以外の農地の多くが不整形地のまま残存しており、1反に満たない狭小地も多いため、現状の耕作者の多くが規模縮小・リタイアを示して、引き受けの意向も確保されていない。 ○狭小地や不整形地は、そのままでは今後新たな引き受けを見込むのは難しいことから、基盤整備等の条件改善に向けた取り組みを検討していく必要がある。 ○基盤整備を実施した集落でも、住宅地付近等には狭小な畑地が残存しており、所有者自身により維持管理せざるを得ないが、高齢化により困難になってきているため、より効率的な手法について検討していく。

(2) 地域における農業の将来の在り方

<ul style="list-style-type: none"> ○現状維持を希望する個人の農業者については、今後も地域の担い手として、水稻や野菜・果樹等の作付けを継続していく。 ○田において規模縮小・リタイアの意向が示された際は、地権者の意向を尊重しつつ、目標地図を基に集積・集約化を踏まえながら新たな引き受け手を検討していく。 ○畑地においては、現状、引き受け手が不足しているため、新規就農者の誘致に活用するといった取り組みを検討していく。 ○住宅地付近で引き受け手を見込むのが困難な農地については、効率的な維持管理の手法について検討していく。
--

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	561.80 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	561.80 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

○現状は、地区内の全農地で今後も農業上の利用を行う。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
○集積・集約化が図られている集落では、今後も同様の体制を可能な限り継続していく。 ○新たに貸借が必要な農地が発生した際は、所有者の意向を尊重しつつ、目標地図を基に集積・集約化を踏まえながら引き受け手を選定していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
○現在、農業委員会の利用権設定等促進事業による利用権設定を活用して行われている農地貸借については、契約期間満了後、農地中間管理機構を活用した貸借への移行を推進していくが、それが難しい際は農地法第3条に基づく貸借を活用していく。 ○中小規模の農業者が農業を継続していくために、農作業受委託契約の活用についても検討していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
○町北地区・平沢集落で進められている基盤整備事業のエリアに、東城戸集落の一部農地が含まれていることから、整備実施に向けた取組を関係機関と連携しながら進めていく。 ○基盤整備未実施の狭小地及び不整形地において、新たな整備事業の要否について検討していく。 ○3反程度の区画が整備されている集落においても、今後の情勢に応じて更なる整備事業の要否を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
○地区内農業者の子弟の内、数名が就農意向を示しているため、地区内の担い手を中心に新たな地区内農地の担い手へと育成していく。 ○畑地における新たな引き受け手の確保に向けて、関係機関から神指地区で新規就農を希望する者についての情報収集を継続的に行っていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
○農業機械の故障等の不測の事態が生じた際は、農業支援サービス事業者等の活用について検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

②有機・減農薬・減肥料

○環境への負荷が少ない農業である有機農業の取組が地区内で行われていることから、持続可能な食料システムの実現に向けて、取組を継続していく。

③スマート農業

農業従事者の減少や高齢化による担い手不足などの課題があることから、スマート農業の技術を活用し、省力化や効率的な生産を図っていく。

⑦保全・管理等

○地区内の多くの集落が多面的機能支払制度に取り組んでおり、農地の多面的な機能を維持し、集落内農地を集落で守っていく意識の醸成に効果的な取組であることから、今後も取組を継続していく。